

■アスベスト飛散防止対策事業費補助の概要■

アスベストの飛散による健康被害を防止するため、吹付けアスベスト等の分析調査・除去等に対して補助を行っております。

アスベストとは、天然に存在する繊維状鉱物で、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれており、吹付けアスベストとは、石綿を含んだ吹付け材のことです。

過去には、耐火材料等として多く使用されていましたが、現在は吹付けロックウール（石綿含有量0.1%超）とともに、法律でその使用を禁じられております。

※吹付けアスベスト等とは、法律で使用が禁じられている吹付けアスベスト及び吹付けロックウール（石綿含有量0.1%超）をいいます。

①分析調査補助

1. 補助対象建築物
 - ・吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物
2. 補助対象者
 - ・補助対象建築物の所有者
 - ・固定資産税及び都市計画税を完納している者
3. 補助の内容
 - ・分析調査に要する経費（検体の採取等に要した費用を含む）

（上限：25万円）

◎吹付けアスベスト施工事例



出典：建築物のアスベスト安全対策の手引き（国土交通省）より引用

②除去等補助

1. 補助対象建築物
 - ・分析調査の結果、吹付けアスベスト等が施工されていると判明したもの
2. 補助対象者
 - ・補助対象建築物の所有者
 - ・固定資産税及び都市計画税を完納している者
3. 補助の内容
 - ・除去等に要する経費（復旧費用は含まれない）の2/3

（上限：400万円）

※補助金の額は千円未満切り捨てとなります。

【問い合わせ先】

門真市まちづくり部 建築指導課 開発安全G 06-6902-1231 内線（4056）